

三 重 S R 経 営 労 務 セ ン タ ー 定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、三重SR経営労務センターと称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を三重県津市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、企業の健全な発展並びに会員及び会員の事業所に使用される従業員の福祉の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 人事・労務管理並びに経営管理についての講習会、研究会の開催に関すること
- (2) 事業主が行う労働保険関係の事務管理に関すること
- (3) 会員並びにその従業員の福利厚生に関すること
- (4) その他団体の目的を達成するために必要な事業を行うこと

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、本会の事業目的に賛同する三重県社会保険労務士会所属の開業社会保険労務士、社会保険労務士法人及び従たる社会保険労務士法人（以下「社会保険労務士会員」という。）及び社会保険労務士会員に社会保険労務士法第2条第1項に規定する事務を委託している事業主（以下「事業主会員」という。）とする。

2. 三重SR経営労務センター社会保険労務士会員規程を別に定める。

(入 会)

第6条 事業主会員の入会は、労働保険の事務委託が承認されたときとする。

2. 社会保険労務士会員の入会は、入会届を提出し会長の承認を受けたときから会員となる。
3. 社会保険労務士法人及び従たる社会保険労務士法人の入会は第2項を準用し、その法人は、承認を受ける者(法人の社員1名)を指名することとする。

(退 会)

第7条 会員は、本会を退会しようとするときは、その旨を記載した退会届を提出し、会長



の承認を受けるものとする。事業主会員の場合は労働保険事務委託解除通知書を退会届とみなす。

2. 会員は、前項の承認を受けたときに、本会を退会する。
3. 前2項の規定にかかわらず、事業主会員が納付すべき労働保険料を、再三の督促を受けながら納付しないときは、所定の手続きを経て、退会とする。
4. 社会保険労務士会員が、本会の会員としてふさわしくない行為があったときは、会長は理事会の議を経てこれを退会させることができる。

第4章 役員

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|-------|------------------------|
| ①会長 | 1名 |
| ②副会長 | 2名 |
| ③常務理事 | 1名 |
| ④理事 | 20名以内（会長、副会長及び常務理事を含む） |
| ⑤監事 | 3名 |

(役員を選任)

第9条 理事（常務理事を除く。）は社会保険労務士会員（社会保険労務士法人及び従たる社会保険労務士法人は、会長の承認を受けた者）のなかから、監事（学識監事を除く。）は会員のなかから総会で選任する。

2. 会長及び副会長は、理事が互選する。
3. 常務理事は、会長が理事会の承認を得て指名する。
4. 監事のうち1人は、学識経験者を会長が理事会の承認を得て指名する。
5. 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し会務を行うほか、会長に事故あるときは、会長があらかじめ定めた順位により、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 常務理事は、会長の命を受けて常務を執行する。
4. 理事は、理事会の構成員となり、会務の執行に参画する。
5. 監事は、会務の執行及び会計を監査し、総会に報告するほか、会議に出席して、その職務に関し意見を述べることができる。

(役員任期)

第11条 役員任期は、選任後2回目に到来する通常総会終了のときまでとする。ただし

補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は、再任を妨げない。

3・社会保険労務士法人及び従たる社会保険労務士法人は、会長の承認を受けた者が、理事に選任されたときは、特段の事情がない限り、任期満了まで変更はできない。

(役員の解任)

第12条 役員が、労働社会保険諸法令に違反して行政官庁より処分を受けたとき、または役員としてふさわしくない行為があったときは、会長は、理事会の議を経てこれを解任することができる。

2. 前項の規定により、役員を解任したときは、会長は、これを次の総会に報告しなければならない。

第5章 会 議

第1節 総 則

(会議の種類)

第13条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

(議事録)

第14条 会議の議事については、議事録を作成し保存しなければならない。

2. 議事録には、次に掲げる事項を記載し、議長及び出席構成員2人以上が記名押印しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の総数及び出席者数
- (3) 会議に付された議案
- (4) 議事の要旨
- (5) 表決の結果
- (6) その他議長が必要と認めた事項

第2節 総 会

(総会の種類)

第15条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第16条 総会は、代議員をもって構成する。

2. 代議員とは毎年3月31日から引き続いて事業主会員から社会保険労務士法第2条第1項に規定する事務を委託されている社会保険労務士会員をいう。

3. 社会保険労務士法人及び従たる社会保険労務士法人は、会長の承認を受けた者が代議員となる。
4. 代議員は総会に於ける意見陳述、議決権行使、権利義務の一切を事業主会員に代わって行うものとする。

(総会の開催)

第17条 通常総会は、会計年度終了後3カ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次の場合に開催する。
 - (1) 会長が必要があると認めたとき。
 - (2) 代議員総数の3分の1以上から招集を必要とする理由及び議案を付して、総会招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

2. 総会を招集するには、代議員に対して会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を記載して開催する日の14日前までに文書をもって通知しなければならない。
3. 前条第2項第2号の場合においては、会長は、請求のあった日から1月以内に総会を招集しなければならない。

(総会の成立)

第19条 総会の成立は、代議員の2分の1以上が出席（委任状を含む）しなければ、会議を開会することができない。

2. 代議員で総会に出席することができない者は、あらかじめ総会の議案について、書面により他の代議員に委任することができる。
3. 前項の規定による書面（委任状）は、本会に提出することによって、その効力を発するものとする。
4. 第2項の規定により表決を委任したものは、総会に出席したものとみなす。

(総会の議長)

第20条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決の方法)

第21条 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権)

第21条ノ2 代議員一人につき一票とする。

2. 第19条2項により、委任する代議員の指名記入がない場合、議長に一任したものとみなす。

(総会の議決及び承認事項)

第22条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業報告及び事業計画に関する事項

- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 定款の変更に関する事項
- (4) 理事及び監事の選任及び解任に関する事項
- (5) 重要な財産の取得及び処分に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事会において総会に付議する必要があると認めた事項

(代議員制による総会の例外)

第23条 第15条から第22条の規定にかかわらず、次に掲げる事項については全会員による総会を開催する。

- (1) 本会の解散に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、理事会において全会員による総会に付議する必要があると認めた事項

2. 前項の場合、代議員を会員と読み替えて第15条から第22条を準用する。ただし、第21条に於ける「出席した代議員の過半数」は「会員総数の3分の2以上」とする。また、会員の表決権は一人につき一個とする。

第3節 理 事 会

(理事会の構成)

第24条 理事会は、会長、副会長、常務理事及び理事をもって構成する。

(理事会の招集等)

第25条 理事会は、会長が招集する。

- 2. 理事会の招集は、少なくとも開催日の7日前に、その会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を記載した文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合においては、この限りではない。
- 3. 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4. 理事会は、その構成員の2分の1以上(委任状を含む)が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5. 理事で理事会に出席することができない者は、あらかじめ理事会の議案について書面により他の理事に委任することができる。
- 6. 前項の規定による書面(委任状)は、本会に提出することによって、その効力を発するものとする。
- 7. 第5項の規定により表決を委任したものは、総会に出席したものとみなす。
- 8. 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の書面による議決)

第26条 会長は、緊急を要する事項について、書面により賛否を求めることができる。

2. 前項の場合、理事の過半数が同意したときは、理事会の議決があったものとみなす。

3. 会長は、この場合結果を理事会構成員に通知しなければならない。

(理事会の議決事項)

第27条 理事会は、この定款に別段の定めのある事項のほか、次に掲げる事項を審議決定する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会において議決した事項の執行に関すること

(3) 定款の執行に必要な細則の制度改廃に関すること

(4) その他総会の議決を要しないもののうち重要な会務の執行に関すること

第6章 資産及び会計

(事業年度及び会計年度)

第28条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費の支弁)

第29条 本会の経費は会費、報奨金等、資産から生ずる収入および賛助金の流用をもって支弁する。

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長がこれを管理し、その方法は、理事会の議決による。

(事業計画及び予算)

第31条 会長は、毎年、事業計画案及び予算案を作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第32条 会長は、毎事業年度終了後、事業報告書並びに収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(予算決定前の支出)

第33条 会長は、予算が成立するまでの間、通常の会務を執行するに必要な経費の金額に限り支出することができる。

(労働保険料特別会計)

第34条 労働保険料は、労働保険料特別会計を設けて経理しなければならない。

第7章 会費及び賛助金

(会 費)

第35条 事業主会員は、別表に定める会費を納入しなければならない。

2. 社会保険労務士会員の会費は、当分の間徴収しない。

(会費の納入)

第36条 前条の会費は、毎年本会が指定する日までに納入することとする。

(年度中途の入会者の特例)

第37条 年度の中途において入会した者は、入会した日の属する年度分の会費については、年額会費の月割額に年度末までの月数を乗じた金額とする。

2. 前項の会費は、入会後最初の労働保険料の納付期日までに納入することとする。

3. 前2項の納付期日が入会年度内にない場合は、当会の定める期日までとする。

(賛助金)

第38条 社会保険労務士会員は、入会するとき賛助金として金50,000円(別表参照)を融資することとする。

2. 削除

3. 社会保険労務士会員が死亡による退会、または退会届により会長の承認を受けて退会する場合、賛助金は返還する。

4. 社会保険労務士会員が、第7条第4項の規定により退会するときは、理事会の議を経て、賛助金の返済はしない。

5. 社会保険労務士会員が社会保険労務士法人及び従たる社会保険労務士の社員になったときは、賛助金の返済若しくは債権譲渡の旨申出をする。

(会費の不返還)

第39条 退会した会員が、既に納入した会費は返還しない。

第8章 事 務 局

(事務局)

第40条 本会に、事務局を置く。

2. 事務局は、本会の会務に関する所定の事務を行う。

3. 常務理事は、事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。

4. 事務職員の任免は、会長が行う。

5. 常務理事、事務職員の給与等労働条件、その他事務局に関する必要な事項は、別に定める。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 定款の変更については、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第10章 補 則

(顧問)

第42条 会長は、本会の発展を図るため、学識経験を有する者のうちから、理事会の議を経て、顧問を委嘱することができる。

2. 顧問は、本会の必要事項について、会長に意見を述べることができる。

(理事会の専決)

第43条 この定款に定めない事項については、理事会の議を経るものとする。

(労働保険事務組合の事務処理)

第44条 第4条第2号に掲げる事務処理については、別に労働保険事務組合事務処理規約を定め、労働大臣（三重県知事）の認可を受けて行うものとする。

(細則の設定等)

第45条 本会は、この定款に基づき必要な措置を行うため、細則を定めることができる。

(個人情報の保護)

第46条 本会が保有する個人情報の漏洩、滅失等を防止するため、個人情報の保護を徹底しなければならない。特定個人情報等の適正な取扱その他必要な事項は、別に定める。

別表(第35条、第38条)

円

会 員	入会金	会 費		賛助金
		年 額	月 額	
事業主会員 (令和7年3月31日まで)	0	12,000	1,000	0
事業主会員 (令和7年4月1日から)※	0	15人以下 14,400	15人以上 1,200	0
		16人以上 18,000	16人以上 1,500	
社会保険労務士会員 (個人)	0	0	0	50,000
社会保険労務士法人会員 (従たる法人含む)	0	0	0	50,000

※人数の区分は毎年度年度更新時の労災保険対象人数により決定する。

新規委託事業所は、委託年度のみ委託時の労災保険対象人数により決定する。

附 則

1. この定款は、昭和63年4月7日より施行する。
2. 本会の設立当初における理事（常務理事を除く。）及び監事（学識監事を除く。）は、第9条の規定にかかわらず、設立発起人のなかより選任する。ただし、この場合の役員の任期は、設立の日から第1回目の総会の終結の時までとする。
3. 第4条第2号に掲げる事務処理については、労働大臣（三重県知事）の認可を受けた日から実施する。
4. この定款は、平成4年3月21日一部改訂の後、同日から施行する。
5. この定款は、平成8年6月14日一部改訂の後、同日から施行する。
6. この定款は、平成16年2月24日一部改訂の後、同日から施行する。
7. この定款は、平成20年6月20日一部改訂の後、同日から施行する。
8. この定款は、令和5年6月30日一部改訂の後、同日から施行する。
9. この定款は、令和6年6月25日一部改訂の後、同日から施行する。